

懲戒処分等の公表について

下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、行橋市懲戒処分等の公表基準第5項の規定に基づき公表します。

令和5年12月4日

任命権者 行橋市議会議長 小原 義和

記

(懲戒処分)

所属部局名	議会事務局	役職 (補職名)	次長	年齢	53	性別	男
処分内容	免職						
氏名	丸山 剛						
処分年月日	令和5年12月4日						
処分理由 (事案要)	課長相当職にありながら、住居侵入事件および性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反により逮捕・起訴され、罰金の略式命令を受けた。この行為は全体の奉仕者である地方公務員にふさわしくない非行であり、この非行が職の信用を傷つけたものであるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に規定する懲戒事由に該当するものである。						
根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号						

(懲戒処分以外の措置)

所属部局名	議会事務局	役職 (補職名)	局長	年齢	52	性別	男
処分内容	口頭による嚴重注意						
処分年月日	令和5年12月4日						
処分理由 (事案要)	部下職員が住居侵入事件および性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律違反により逮捕・起訴され、罰金の略式命令を受けたことに関し、公務外のこととはいえ、管理監督者としての指導監督が不十分であったものとして嚴重注意するものである。						

以上